

山口県報

平成20年
1月18日
(金曜日)

目 次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	三
公告	三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	三
契約の締結(医務保険課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	五
換地処分届出(農村整備課)	五
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)の換地処分(農村整備課)	六
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第五換地区)の換地処分(農村整備課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	六
公安委公告	六
契約の締結	六

山口県告示第十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年一月十八日から同年二月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
"	"	"	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	九、六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	二	"	三・九	通 常 最 大	浮遊物質 (mg/l)
"	三	五	四・九	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
"	五	"	三	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	一〇	"	五	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	"	"	二	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	〇・三	"	一・三	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	〇・六	"	二・一	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	〇・〇二	"	〇・〇四	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	〇・〇四	"	〇・一三	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	一、三八〇	四七三、八六八	四七三、四八八	排水の一日当たりの量 (m ³)	
"	二、六一〇	六五七、〇二四	六五六、〇七四	排水の一日当たりの量 (m ³)	

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

沈 殿 池		種 類		項 目	
処理後		処理前		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
変更後	変更前	変更後	変更前	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	七	"	一〇・五	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	九、六	"	一、八	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
一三・六	一三・四	一三・六	一三・四	通 常 最 大	浮遊物質 (mg/l)
二〇・六	二〇	二〇・六	二〇	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
"	一〇	"	三、五〇〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	二〇	"	五〇〇〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	二	"	三	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	"	"	二・二	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
一九・九	二〇・一	一九・九	二〇・一	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	〇・一	"	六	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	一	一〇・三	一〇・四	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
四一、八六八	四一、四八八	四一、八六八	四一、四八八	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
五七、〇二四	五六、〇七四	五七、〇二四	五六、〇七四	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七 四		種 類		項 目	
変更後	変更前	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
"	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
"	九、六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)	四一、八六八	五七、〇二四
一三・六	一三・四	通 常 最 大	浮遊物質 (mg/l)	四一、四八八	五六、〇七四
二〇・六	二〇	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)	四一、四八八	五六、〇七四
"	一〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	四一、四八八	五六、〇七四
"	二〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	四一、四八八	五六、〇七四
"	二・二	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	四一、四八八	五六、〇七四
一九・九	二〇・一	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	四一、四八八	五六、〇七四
"	〇・一	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	四一、四八八	五六、〇七四
"	一	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)	四一、四八八	五六、〇七四
四一、八六八	四一、四八八	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)	四一、四八八	五六、〇七四
五七、〇二四	五六、〇七四	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)	四一、四八八	五六、〇七四

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示第七百六十八号）及び保安林の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第三百二十七号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、光市経済部水産林業課、長門市経済振興部農林課、美祢市農林課、周南市経済部林政課、美東町役場及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。）



(二七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年二月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	特定非営利活動法人山口県断酒会
代 表 者 の 氏 名	中野 英世
主たる事務所の所在地	長門市油谷蔵小田一七九番地第一

(二八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
内視鏡装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年十二月五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
カナヤ医科器械株式会社 宇部市小松原町二丁目一番一号
- 六 落札金額
五千四百万円
- 七 入札公告日
平成十九年十月二十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

二 山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地

三 超音波診断装置 一式

四 契約の相手方を決定した手続

五 一般競争入札

六 落札者を決定した日

七 平成十九年十二月五日

八 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

九 海井医科器械株式会社 岩国市御庄二丁目一〇一番地の三

一〇 落札金額

一一 四千六百三十万五千円

一二 入札公告日

一三 平成十九年十月二十三日

一四 その他

一五 契約担当者

一六 山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩

一七 調達方法

一八 購入

一九 落札方式

二〇 最低価格

(二九) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年一月十八日から同年五月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

株式会社イズミ 住所 広島市南区京橋町二番二二号 代表者の氏名 山西 泰明

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社サカタ	株式会社サカタ	株式会社サカタ	株式会社サカタ	株式会社サカタ
有限会社フレンドシップパー	有限会社フレンドシップパー	有限会社フレンドシップパー	有限会社フレンドシップパー	有限会社フレンドシップパー
株式会社サンリオ	株式会社サンリオ	株式会社サンリオ	株式会社サンリオ	株式会社サンリオ
株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー
有限会社松下衣料品店	有限会社松下衣料品店	有限会社松下衣料品店	有限会社松下衣料品店	有限会社松下衣料品店
有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー
株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ
有限会社ソリス	有限会社ソリス	有限会社ソリス	有限会社ソリス	有限会社ソリス
ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社
有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド
株式会社シカタ	株式会社シカタ	株式会社シカタ	株式会社シカタ	株式会社シカタ
有限会社フレンドシップパー	有限会社フレンドシップパー	有限会社フレンドシップパー	有限会社フレンドシップパー	有限会社フレンドシップパー
有限会社松下衣料品店	有限会社松下衣料品店	有限会社松下衣料品店	有限会社松下衣料品店	有限会社松下衣料品店
有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー
株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ
有限会社ソリス	有限会社ソリス	有限会社ソリス	有限会社ソリス	有限会社ソリス
ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社
有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド
京都府山科区西野小柳町三八の三	京都府山科区西野小柳町三八の三	京都府山科区西野小柳町三八の三	京都府山科区西野小柳町三八の三	京都府山科区西野小柳町三八の三
大分県別府市青山町八番五号	大分県別府市青山町八番五号	大分県別府市青山町八番五号	大分県別府市青山町八番五号	大分県別府市青山町八番五号
山陽小野田市セメント町六番四号	山陽小野田市セメント町六番四号	山陽小野田市セメント町六番四号	山陽小野田市セメント町六番四号	山陽小野田市セメント町六番四号
熊本市下通一丁目五番一五号	熊本市下通一丁目五番一五号	熊本市下通一丁目五番一五号	熊本市下通一丁目五番一五号	熊本市下通一丁目五番一五号
福島県いわき市鹿島町走熊二七の一	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一
鳥根県松江市東津田一二八七の八	鳥根県松江市東津田一二八七の八	鳥根県松江市東津田一二八七の八	鳥根県松江市東津田一二八七の八	鳥根県松江市東津田一二八七の八

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ソックコウベ株式会社	神戸市東灘区向洋町中六丁目九
株式会社ソリック	ソックコウベ株式会社	広島市安佐南区高取南三丁目一九番一〇号
株式会社シカタ	株式会社ソリック	志方 義司
有限会社フレンドシップパートナーズ	株式会社シカタ	兼光 善明
有限会社松下衣料品店	有限会社フレンドシップパートナーズ	松下 剛一
有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社松下衣料品店	森永 司
株式会社ハニーズ	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	江尻 義久
有限会社ノース	株式会社ハニーズ	北脇 明男
ソックコウベ株式会社	有限会社ノース	日ノ本 欽也
有限会社ソリック	ソックコウベ株式会社	平野 一貴

四 届出年月日

平成二十年一月四日

五 変更年月日

平成十九年十二月十三日

(三〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年八月三十一日山口県公告(四三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年一月十八日から同年二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松二一四
二 意見の概要
特に配慮を求めない事項はない。

(三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年九月四日山口県公告(四四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年一月十八日から同年二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームワイドプラス長府店

所在地 下関市長府才川一丁目六一六

二 意見の概要

特に配慮を求めない事項はない。

(三二) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、岩国市瀬戸地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分をした年月日

平成二十年一月八日

二 換地処分をした権利者数

三十六人

(三三) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第四換地区の換地処分を次のとおり
行いました。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日
平成二十年一月八日
二 換地処分の内容
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)換地計画書に記載された換地
計画のとおり

(三四) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第五換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第五換地区の換地処分を次のとおり
行いました。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日
平成二十年一月八日
二 換地処分の内容
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第五換地区)換地計画書に記載された換地
計画のとおり

(三五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字風呂ノ本
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施二〇九番地の一
大晃機械工業株式会社



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
警察情報通信ネットワークシステム回線接続機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年十一月八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額
五千四百八万四千二百四十円
- 七 入札公告日
平成十九年九月二十八日
- 八 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関 成
(二) 調達方法
借入れ

(三) 落札方式
最低価格

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

警察情報管理システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十九年十一月十五日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目二九番二一号

六 落札金額

四千三百九十七万九千四百円

七 入札公告日

平成十九年十月五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

平成二十年一月十八日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）